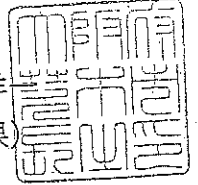


茨法第204号
令和4年5月23日

茨木市個人情報保護運営審議会会長様

茨木市長 福岡 洋
(担当課 法務コンプライアンス課)



個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度の
見直しについて（諮問）

茨木市個人情報保護条例第52条第2項の規定により、下記のとおり貴審議会に諮
問します。

記

- 1 諮問理由
別紙1のとおり
- 2 諮問内容
条例で規定する事項について
別紙2のとおり
- 3 参考資料
個人情報保護法改正への対応スケジュール（案）
別紙3のとおり

以上

1 個人情報の保護に関する法律の改正について

(1) 法改正の目的

国や地方のデジタル業務改革の推進に伴い、公的部門で取り扱うデータの質的・量的な増大が不可避であることに対応するため、令和3年の法改正により、次の2点からなる個人情報保護制度の法体系の大幅な構造転換が行われました。

- ▶ 独立行政委員会である個人情報保護委員会が、民間部門に加え、公的部門における個人情報の取扱いも一元的に監視監督する体制を確立
- ▶ 活発化する官民や地域の枠を超えたデータの利活用に対応するため、別個の法令による規律により生じていた旧法制の不均衡・不整合を是正

(2) 法改正の主な内容

- ▶ 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」を個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）に統合し、定義や基本概念については民間事業者に対する規律に統一化しつつ、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化
- ▶ 地方公共団体の個人情報保護制度についても、従来は個別の条例で規律されていたものを、統合後の法に基づく全国共通ルールとして、行政機関及び独立行政法人等に対して適用されるものと同様の規律を適用し、解釈運用・監視監督を個人情報保護委員会が一元的に担う仕組みを整備

2 法改正への対応について

これまで本市における個人情報の取扱い並びに保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する事項については、茨木市個人情報保護条例において定めていましたが、法改正によりこれらの事項が法において定められることとなることから、同条例を廃止し、法により条例で定めることができることとされた事項等について規定する条例を制定する予定としています。

3 本諮問について

条例を制定するに当たり、当該条例に規定する事項について意見を求めるものです。

条例で規定する事項について

諮問事項 1 「個人情報取扱事務目録」の作成・公表について

1 個人情報保護法（以下「法」という。）の規定

個人情報ファイル簿の作成及び公表に関する規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。（第75条第5項）

2 「個人情報ファイル簿」とは

「個人情報ファイル」は、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合体（個人情報のデータベース）であり、個人情報ファイルの保有状況を明らかにするために、保有する個人情報ファイルの名称、利用目的、記録項目などの個人情報ファイルに関する“あらまし”を記載したものが「個人情報ファイル簿」である。

法改正により、地方公共団体にも「個人情報ファイル簿」の作成・公表が義務付けられることとなる。

3 「個人情報ファイル簿」と「個人情報取扱事務目録」の相違点

現在、個人情報の保有状況を明らかにするものとして現行の茨木市個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）に基づき「個人情報取扱事務目録」を作成・公表しているが、「個人情報ファイル簿」と「個人情報取扱事務目録」には次のような違いがある。

	個人情報ファイル簿	個人情報取扱事務目録
作成単位	「個人情報ファイル」ごと	「事務」ごと ※データベース化されていない散在情報も対象
作成が不要である場合	当該個人情報ファイルが次のいずれかに該当する場合 ・記録されている本人の数が1,000人未満であるもの ・職員の人事、給与、福利厚生等に関するもの ・1年以内に消去するもの ・資料、物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用するもの など	—
作成件数（R4.4.1現在）	約200件	1,312件

諮問事項2 「条例要配慮個人情報」について

1 法の規定

「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。（第60条第5項）

2 「要配慮個人情報」の範囲

法、現行条例のいずれにおいても、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして次の記述等が含まれる個人情報を「要配慮個人情報」としている。

- ・人種
- ・信条
- ・社会的身分
- ・病歴
- ・犯罪の経歴
- ・犯罪により害を被った事実
- ・心身の機能に障害があること
- ・疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査の結果
- ・医師等により指導又は診療若しくは調剤が行われたこと
- ・刑事事件に関する手続が行われたこと（犯罪の経歴を除く。）
- ・少年の保護事件に関する手続が行われたこと

※「条例要配慮個人情報」の例【個人情報保護制度の見直しに関する最終報告（個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース）より】

：LGBTに関する事項、生活保護の受給、一定の地域の出身である事実等

3 法改正後の「要配慮個人情報」及び「条例要配慮個人情報」の取扱い

➤ 個人情報ファイル簿への記載

個人情報ファイルに記録される個人情報に「要配慮個人情報」及び「条例要配慮個人情報」が含まれる場合は、その旨を個人情報ファイル簿に記載する。（個人情報取扱事務目録の作成・公表について条例で定める場合は、個人情報取扱事務目録にも記載するよう定めることも可）

➤ 漏えい等の報告

「要配慮個人情報」及び「条例要配慮個人情報」が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがあるときは、その人数にかかわらず、個人情報保護委員会に報告しなければならない。

※現行条例のように要配慮個人情報の収集を制限する規定を設けることは、要

配慮個人情報の取扱いについて特別の制限を設けていない法の規律に抵触する規律を定めるものであり認められない。【個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（以下「Q&A」という。）より】

諮問事項3 保有個人情報の開示に係る不開示情報の範囲について

1 法の規定

地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての開示義務の規定の適用については、①法で定める不開示情報から情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除くとともに、②行政機関情報公開法に規定する不開示情報に準ずる情報であつて情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるものを不開示情報とする。（第78条第2項）

2 法と茨木市情報公開条例の不開示情報の範囲

法（概要）	茨木情報公開条例（概要）	備考
開示請求者（代理人による開示請求の場合は本人）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報		
開示請求者以外の個人に関する情報であつて、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ・法令又は慣行として知ることができる情報 ・人の生命、健康、生活又は財産を保護するため開示することが必要であると認められる情報 ・公務員等の職務遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ・法令又は慣行として公にされる情報 ・人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報 ・公務員等の職務遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分	法では例外的に開示する個人情報に公務員の氏名は含まれていないが、国の運用では、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、慣行として公にされる情報として開示する取扱いとなっている。
法人等又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため開示することが必要であると認められる情報を除く。 ・開示することにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの	法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報を除く。	

<p>・行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが合理的であると認められるもの</p>	<p>実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが合理的であり、かつ、<u>承諾なく公にすることにより協力を得ることが著しく困難になると認められるもの。</u> ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要である情報を除く。</p>	<p>情報公開条例は法人等に関する情報に限定していない。</p>
<p>国の機関、地方公共団体等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ等があるもの</p>	<p>国の機関、地方公共団体等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ等があるもの</p>	
<p>国の機関、地方公共団体等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査、検査、取締り、試験又は<u>租税の賦課若しくは徴収に係る事務</u>に関し、正確に事実の把握を困難にする等のおそれ ・契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、地方公共団体等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ ・調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ ・人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ ・<u>国の安全が害され、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれる等のおそれ</u> 	<p>国の機関、地方公共団体等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする等のおそれ ・契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、地方公共団体等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ ・調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ ・人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ 	
<p>・犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ</p>	<p>公にすることにより、<u>人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護</u>、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報</p>	<p>情報公開条例は国の機関、地方公共団体等が行う事務事業に限定していない</p>
	<p>法令等の規定により、公にすることができないとされている情報</p>	<p>行政機関情報公開法に規定なし</p>
	<p>【現行条例】 <u>未成年の法定代理人等による開示請求がなされた場合であって、開示することが当該未成年者等の利益に反するとみとめられるもの</u></p>	<p>「本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」として非開示とすることが可能であると考えられる。</p>

諮問事項4 保有個人情報開示等の手続に関する事項について

1 法の規定

保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、法の規定に違反しない限り、地方公共団体が条例で必要な規定を定めることは妨げられない。(第108条)

2 法と現行条例の相違点

	法	現行条例
一部又は全部不開示決定において将来開示できるものでその期日が明らかな場合の通知	規定なし	期日の通知の義務付けあり
一部又は全部の不開示決定、不訂正決定及び利用停止しない旨の決定に係る理由付記	規定なし ※行政手続法において理由付記の義務付けあり	理由付記の義務付けあり
開示、訂正及び利用停止に係る決定の期限	請求があった日から <u>30日</u> 以内 <延長> 事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、 <u>30日以内</u> に限り延長することができる。	請求があった日の翌日から起算して <u>15日</u> 以内 <延長> 事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、 <u>15日以内</u> に限り延長することができる。
訂正請求及び利用停止請求の対象となる情報	法の開示決定又は他の法令の規定により開示を受けた保有個人情報に限る。	自己に関する個人情報であれば制限なし

諮問事項5 手数料について

1 法の規定

地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。(第89条第2項)

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。(第119条第3項)

2 開示請求における手数料

現行条例においては、開示請求に係る手数料は徴収しておらず、写し等の作成に要する費用(乾式複写機による作成(A3まで)単色刷り1枚10円等)を実費徴収

金として徴収している。

※国においては、行政文書1件につき300円（オンラインによる開示請求にあつては200円）の手数料を徴収している。

3 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料

法において、行政機関の長等は、行政機関等の保有する個人情報加工して作成する行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者に提供するための提案募集を定期的に行うことが義務付けられているが、経過措置として、当分の間、都道府県及び政令指定都市以外の地方公共団体においては、提案募集の実施は任意とされている。

提案募集を行い、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する場合には、手数料を徴収することとなる。

※「行政機関等匿名加工情報」とは

行政機関等が保有する個人情報を特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報

諮問事項6 茨木市個人情報保護運営審議会の在り方について

1 法の規定

地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策（保有する個人情報の保護、区域内の事業者等への支援、苦情の処理のあっせん等）を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制機関に諮問することができる。（第129条）

2 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等の記載

- 個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。
- 地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という改正法の趣旨に反するものである。
- 地方公共団体は、専門性を有する個人情報保護委員会に助言を求めることも可能であることから、個別の案件について重ねて審議会等の意見を聴くことが必要となる場面は少なくなると考えられる。
- 諮問については次のような場面が想定される。
 - ・ 定型的な案件の取扱いについて、専門的知見に基づく意見を踏まえて法令やガイドラインに従った運用ルールの細則（利用目的の明示の具体的方法、安全管理措置の具体的手法等）を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合
 - ・ 法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関す

る施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等から意見を聴取することが特に必要な場合

3 茨木市個人情報保護運営審議会への諮問事項等

現行条例での諮問事項等	法改正後の諮問
前年度の個人情報保護制度の運用状況の報告	○
要配慮個人情報の収集の可否（法令根拠がない場合）	×
本人外収集の可否（列記されている具体的な事由に該当しない場合）	×
目的外利用・外部提供の可否（列記されている具体的な事由に該当しない場合）	×
オンライン結合の可否	×
特定個人情報保護評価書（全項目評価書に限る）の第三者点検*	○ （必須）
個人情報保護制度に関する重要事項（条例改正を行う場合等）	○

※現在対象となっている事務は1事務（住民基本台帳事務）のみ、5年ごとに再評価を実施

諮問事項7 法に規定のない事項について

1 条例で定めることができる事項

上記のように法において条例への委任規定が設けられている事項及び条例で定めることが許容されている事項のほか、内部の手續に関する事項など個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項については、条例で独自の規定を置くことができる。【個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）より】

2 現行条例には規定があるが法に規定のない事項の規定の可否

条例は「法律の範囲内」で制定できるものであり、上記1の基準に照らすと、現行条例に規定されているが法には規定のない事項について、引き続き条例で規定できるか否かについては、次のとおりとなる。

(1) 条例で引き続き定めることができると考えられる主な事項

➤ 目的外利用・外部提供に係る届書の作成・公表

現行条例では、個人情報の目的外利用・外部提供の状況を明らかにするため、実施機関が保有個人情報を目的外利用・外部提供したときは、届書を作成し、一般の閲覧に供しなければならない旨が定められているが、当該事項について規定を設けることは、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えないものであると考えられる。

➤ 運用状況の公表

現行条例では、市長は、毎年、条例の運用状況について公表しなければならない旨が定められているが、当該事項について規定を設けることは、

個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えないものであると考えられる。
※法においても個人情報保護委員会が法律の施行状況について地方公共団体等に報告を求め、取りまとめた概要を公表する旨の規定はあるが、各団体の詳細な運用状況が公表されるわけではないと考えられる。

(2) 条例で定めることができないとされている主な事項

➤ 要配慮個人情報の収集制限

要配慮個人情報の取得を制限することは、行政機関等において要配慮個人情報の取扱いについて特別の制限を設けていない法の規律に抵触する規律を定めるものであり、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与える事項に当たる。一方で、法はこのような規定を定めることについて委任規定を置いていない。よって、要配慮個人情報の取得制限を法施行条例で規定することは認められない。(Q&Aより)

➤ 本人外収集の制限

個人情報の取得を本人からの直接収集に限定する規定は、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないものであり、条例で独自の規定を定めることは許容されない。(ガイドラインより)

➤ 不要な個人情報の廃棄、消去等

法においては、個人情報の保有は法令(条例を含む。)の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限ることとされており、また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないこととされている。不要な保有個人情報の消去に係る規定を法施行条例で設けた場合には、法の規律と実質的に同様の内容を規律することとなることから、このような規定を法施行条例で設けることは認められない。(Q&Aより)

➤ オンライン結合の制限

オンライン結合に特別の制限を設ける規定は、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないものであり、条例で独自の規定を定めることは許容されない。(ガイドラインより)

➤ 未成年者の法定代理人による自己情報開示請求等に係る本人同意

未成年者の法定代理人による開示請求について、一律に本人の同意を証する書類の提出を義務付けることは、実質的に任意代理のみを認めて法定代理を認めないこととなり、開示請求権について法に定めのない制限を課すものであって開示の手続に関する事項であるとはいえず、そのような規定を法施行条例で定めることは認められない。(Q&Aより)

個人情報保護法改正への対応スケジュール（案）

		令和4年									令和5年			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
1	国の動向	●ガイドライン公表												
2	法施行条例													●施行予定
3	個人情報保護 運営審議会		●1回目 5/24開催		●2回～3回開催予定(審議状況による)									
4	議会对応									●条例提出(参考資料に規則提出)				
5	パブリックコメント				●広報誌 掲載依頼		←意見募集	結果・集約→		●公表				